

< 人材開発支援助成金 > 建設分野

雇用する労働者に対して、労働者の技能向上の機会の確保をした場合に助成

- ※ <> は賃金要件または資格等手当要件を満たした場合に別途支給
- ※ () は中小企業事業主以外
- ※ (-) は中小企業事業主のみ

対象者			助成額（1人1日あたり）		
建設労働者			経費助成	賃金助成 (1人1日あたり)	
①	建設労働者認定訓練コース (このコースは雇用保険料率を問わず)		なし	3,800円 < 1,000円 > (-)	
②	建設労働者技能実習コース 登録教習機関での技能実習 車両系建設機械・溶接 建築・土木施工管理技士など	20人以下	3/4 < 3/20 >	8,550円 < 2,000円 > (-) ※1	
		21人以上	35歳未満	7/10 < 3/20 > (3/5) ※2	7,600円 < 1,750円 > (-) ※1
			35歳以上	9/20 < 3/20 > (3/5) ※2	

※1 建設キャリアアップシステム技能者登録者の場合加算あり

※2 大企業の場合、女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
建設事業主等に対する助成金パンフレット ダウンロードページへ	建設事業主等に対する助成金申請様式 ダウンロードページへ	チェックリスト一覧へ	山形労働局 助成金センター TEL:023-666-3614